

【資料 1】
子ども家庭福祉に係る研修の受講方法等について
(まとめ)

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第1回検討会 資料4 本検討会の議論事項について（抜粋）

（1）子ども家庭福祉に係る研修の課程

- ・ 子ども家庭福祉分野のソーシャルワーカーに求められる専門性としてどのようなものが考えられるか。（→第1回WGにおいて議論）
- ・ 研修の具体的な受講方法（講義/演習/実習、パッケージ型/アラカルト型）としてどのようなものが考えられるか。また、オンラインによる講義の受講についてどのように考えるか。
- ・ 研修カリキュラムの科目名、科目ごとの到達目標、学習項目、科目ごとの時間数についてどのように設定するか。（→資料3で議論）
- ・ 研修受講者がカリキュラムの一部を受講できなかつた場合における代替手段（他の研修の受講やレポートの提出等）についてどのように考えるか。

等

論点 1－①（講義・演習・実習について）

研修の具体的な実施方法としては、講義形式、演習形式、実習形式が主に想定され、また、それぞれを組み合わせて行うことも想定される。

新たな認定資格の趣旨や、これまで議論した専門性に係る議論等を踏まえ、どのような形式とすべきか。

論点1－①（講義・演習・実習について）

【検討に当たっての視点】

- 新たに創設する認定資格については、本検討会及びWGにおける専門性の議論を踏まえ、その研修カリキュラム案を検討しているもの。具体的には、
 - ・ソーシャルワークの理論や方法
 - ・子どもの発達等や子どもを取り巻く環境に関する知識
 - ・関係機関との協働の在り方
 - ・子どもや家庭への支援の方法を実践できること
- 等の幅広い内容について、所定の時間数（100時間程度）においてこの内容を習得することができるものとする必要がある。
- 研修の受講対象者は、「一定の相談援助の実務経験」を有する者に限られており、児童や保護者等に対する支援等を実施した経験を一定程度有している。

【整理案】

- 子ども家庭福祉に係る研修課程（100時間程度）に関しては、講義及び演習（ロールプレイ等）を組み合わせて実施することとしてはどうか。
- また、演習については、実習及び演習の指導に関し経験を有する者や、子ども家庭福祉に関する相談援助等の業務に従事した経験を有する者等が教授することが望ましいこととし、演習を教授する者については、受講者数について一定の目安を設け、必要な教員数を確保することを要件としてはどうか。
- 加えて、研修の質を担保するため、研修を担う教員や演習の具体的な実施方法について、国としても一定の関与を行うこととしてはどうか。その際、例えば、教員向けの講習会を実施することや演習教材の例を作成すること等について検討することとしてはどうか。
- 子ども家庭福祉に係る研修について、児童相談所や市町村の職員、あるいは、児童福祉施設の職員による受講を促す観点から、受講対象者が研修時間を確保し、適切な環境で研修を履修できるよう、研修体制の確保等を国から自治体等に対して促すこととしてはどうか。

論点 1 – ②（研修の受講方法について）

研修の認定に関する考え方として、単一の機関による研修パッケージのみを認める場合等が考えられるが、新たに創設する認定資格の研修課程において受講する必要のある科目が幅広い分野に及ぶこと等に鑑み、どのような形とすべきか。

論点 1 – ②（研修の受講方法について）

【検討に当たっての視点】

- 新たに創設する認定資格の研修課程において受講する必要のある科目は幅広く、かつ、それぞれの科目について一定の専門性をベースとして提供する必要がある。
- 研修を提供する機関については、制度施行後順次拡充していくことが考えられる一方で、子ども家庭福祉分野の現場の相談援助実務の質の向上を早期に実現するという観点に立てば、研修を提供する機関についても早期に確保する必要がある。

【整理案】

- 1つの機関においてのみ研修を提供できる機関が十分に確保できず、研修体制が整備できないといったことがないよう、研修については、1つの機関が全ての研修科目を提供することを基本としながらも、複数の機関が提供する科目により構成される、1つの研修パッケージを認定することも可能としてはどうか。
- ※ 社会福祉士・精神保健福祉士においては、法令で定められた科目の実施など養成施設を指定する基準を定め、これを満たす養成施設等を厚生労働大臣等が指定する仕組みとなっている。

論点 1 – ③（オンラインによる受講について）

研修について、

- ・ 全体を通して対面実施を必須とする
- ・ 科目の内容等に応じて、インターネット等を活用した研修を可能とする

といったことが考えられるが、どのような形とすべきか。

論点1－③（オンラインによる受講について）

【検討に当たっての視点】

- 各研修科目の内容に応じ、目的を着実に達成するための適切な方法（テキスト学習やグループワーク等）により実施する必要がある。
 - 一方、研修受講者の多くは現在、子ども家庭福祉分野の現場で勤務する者であることが想定され、受講に当たっての移動等による負担について十分に留意する必要がある。
 - オンラインでの研修については、社会福祉士及び精神保健福祉士のカリキュラムやコロナ禍での特例通知において、講義及び演習に關し、インターネット等を活用した研修も可能^{*}となっているところ。
- ※ 法令上は、通信課程の場合、演習の一部について、印刷教材による授業に加え、面接授業による実施を求めているところ、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（厚生労働省社会・援護局長等連名通知）において、新型コロナウイルス感染症の影響により休講等が生じた場合に、演習についてもインターネット等を活用した学修等を行うことを可能としている。

【整理案】

- 講義については、対面での授業実施も可能としつつ、インターネット等を活用した遠隔授業（ライブ配信）・オンデマンド形式等による講義を可能としてはどうか。その場合、科目ごとに添削指導を行う、授業の理解度を確認する等、対面での実施に相当する教育効果を担保することとしてはどうか。
- ※ 社会福祉士及び精神保健福祉士については、養成施設指定施行規則において、通信課程に關し、印刷教材により、通信指導及び添削指導を行うものとされている。
- 演習については、原則、対面での実施としつつも、内容によってはインターネット等を活用した遠隔授業（ライブ配信）を可能としてはどうか。
- なお、例外的に、災害・感染症等の社会情勢に鑑み、研修の実施が難しい場合には、インターネット等を活用した実施を可能とすることとしてはどうか。
- ※ 社会福祉士及び精神保健福祉士については、感染症の状況も踏まえ、演習について、インターネット等を活用した実施を可能としているが、当該インターネット等を活用する場合の具体的な留意点について、「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」等に留意するよう示されている。
- ただし、インターネット等を活用した研修の実施にあたっては、下記のような事項が担保されるよう、研修の認定の際留意することとしてはどうか。
 - ・ インターネットを活用した研修の実施体制が確保されていること（セキュリティ対策）
 - ・ オンライン研修の場合は、各科目についてレポート提出を行う等、受講者の理解度や受講の姿勢が測れるようなものとすること

論点2（代替手段について）

研修受講者がカリキュラムの一部を受講できなかった場合における代替手段（他の研修の受講やレポートの提出等）についてどのように考えるか。

論点2（代替手段について）

【検討に当たっての視点】

- 研修受講者の多くは現在児童相談所等の子ども家庭福祉分野の現場で勤務する者であり、その勤務状況により急遽研修の受講が難しくなることも十分に想定される。
- 一方、各研修科目の到達目標を達成するため、適切な方法により実施することが必要であるため、科目によっては代替手段が限られる又は代替することができないことも想定される。
- 社会福祉士や精神保健福祉士等については、新型コロナウイルス感染症の影響により実習の実施が困難な場合の措置として、養成施設等の運営に関し、実習や実習に替わり得る学習について、補講授業やインターネット等を活用した学習、レポート課題の実施等の配慮を依頼しているところ。

【整理案】

（研修実施機関による研修）

- 講義については、インターネット等を活用した遠隔授業（ライブ配信）・オンデマンド形式等による講義を認め、時間を選ばず講義を受講することを可能としてはどうか。
 - 演習については、演習の効果を担保することが重要。このため、原則対面での実施としつつ、研修受講者の負担感等に配慮する観点から、修業期間について一定の上限を定めた上で、レポート課題の実施等による代替手段を設けず、原則、演習への参加を求めるこことしてはどうか。一方、例外的に、災害・感染症等の社会情勢に鑑み、対面での研修の実施が難しい場合には、インターネット等を活用した実施による代替を可能とすることとしてはどうか。また、現任者が疾病等により突発的に受講することが難しくなった場合などに備え、補講授業を予め設ける等、研修の実施の際、現任者への配慮を行うことが望ましいこととしてはどうか。
- ※ 社会福祉士及び精神保健福祉士については、修業期間の上限に関し、法令上限定する旨の規定はされていない。
- ※ 認定機関において具体的な修業期間を定めることとする。

（履修の認定の方法）

- また、研修受講者は、原則として1つの研修パッケージ内の科目を履修することとしつつ、受講者の都合により1つの研修パッケージ内の科目を履修することが難しい場合には、複数の研修パッケージ内の科目を履修した場合でも、履修の認定を行うことを可能としてはどうか。（=特定の科目について、1つの研修パッケージで受講できなかった場合、別のパッケージの科目を受けることを可能とする）
- ※ 社会福祉士及び精神保健福祉士については、講義及び演習に関し、他施設での履修についても、その教育内容が適切であれば指針に定められる範囲で認定することを認めている。